

吉田町コミュニティ・スクール ディレクター実施要領

令和4年4月1日
吉田町教育委員会

1 目的

この要領は、吉田町学校運営協議会規則（規則第〇号。以下「規則」という。）の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の機能の充実を目指し、協議会運営業務の支援等を行うコミュニティ・スクール ディレクター（以下「CSディレクター」という。）について、必要な事項を定める。

2 設置

吉田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を置く学校にCSディレクターを置くものとする。

3 定数

CSディレクターの数は、1つの協議会に1人を原則とする。ただし、地域の状況により、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 要件

CSディレクターは、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 対象学校及び地域において社会的信望がある者
- (2) コミュニティ・スクールの推進に熱意と識見を有する者
- (3) 地域と学校の橋渡し役として、統括的な立場で調整等を行える者

5 委嘱

CSディレクターは、協議会を置く学校（以下「対象学校」という。）の校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。対象学校の校長が推薦する際は、コミュニティ・スクール ディレクター推薦書（様式第1号）を教育委員会に提出する。

6 委嘱期間及び解職

(1) CSディレクターの委嘱期間は、委嘱の日からその日が属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(2) 教育委員会は、CSディレクターが次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、これを解職することができる。

ア CSディレクターとしてふさわしくない非行を行った場合

イ CSディレクターとしての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用した場合

ウ 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を來す言動をした場合

エ 委員が心身の故障のため職務を遂行することができない場合

オ その他解職に相当する事由が認められる場合

7 職務

C Sディレクターは、教育委員会及び対象学校の校長の監督の下、次に掲げる職務を行う。

- (1) 協議会の運営に係る事務
- (2) 学校運営上の課題や地域が抱える課題の整理
- (3) 学校と地域の相互交流を活発化させるための支援
- (4) 課題解決のための関係機関との連絡調整
- (5) 協議会に係る情報発信
- (6) その他対象学校の校長が必要と認める職務

8 服務

C Sディレクターは、次に掲げる事項を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなくてはならない。

- (1) 法令、規則及びこの要領に従い、かつ、対象学校の校長の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならぬ。
- (2) 学校教育やその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

9 秘密の保持

C Sディレクターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

10 勤務形態

C Sディレクターの勤務形態は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 勤務時間は、年間450時間以内とする。勤務時間の割り振りは、対象学校の校長が定める。
- (2) 報償費は、1時間当たり1,050円とする。
- (3) 公務災害補償の適用は、静岡県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償条例（平成18年組合告示第283号）の定めるところによる。

11 実績報告

- (1) C Sディレクターは、勤務終了後、C Sディレクター勤務実績簿（様式第2号）に勤務月日、業務時間、時間数、業務内容を記入し、押印した上で、対象学校の校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月5日までに、提出された前月分のC Sディレクター勤務実績簿を教育委員会へ提出する。
- (3) 教育委員会は、C Sディレクターに対して、取組の実施状況、学校運営協議会の議事及び職務内容について報告を求めることができる。

12 委任

この要領に定めるもののほか、C Sディレクターに関し必要な事項は、別に教育長が定める。